

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

北見地区消防組合管理者 印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出のありました保有個人情報について、次のとおりその全部（一部）を開示することと決定しましたので、北見地区消防組合個人情報の保護に関する条例第22条第3項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有 個人情報が記録されて いる公文書の名称又は 内容	
2 開示することとした あなた（貴団体）に関 する情報の内容	
3 開示決定をした理由	
4 開示しないこととし た部分	
5 開示決定の表示	年 月 日付 第 号
6 開示を実施する日	年 月 日
7 問 い 合 わ せ 先 (主 管 課)	課 担 当 電 話 ( ) 内 線

(審査請求等)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北見地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、北見地区消防組合（訴訟において北見地区消防組合を代表する者は北見地区消防組合管理者となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。